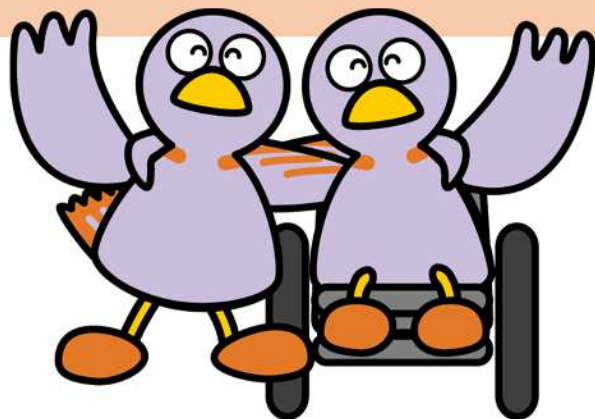


# 障害福祉サービス等の利用に係る支給決定事務について

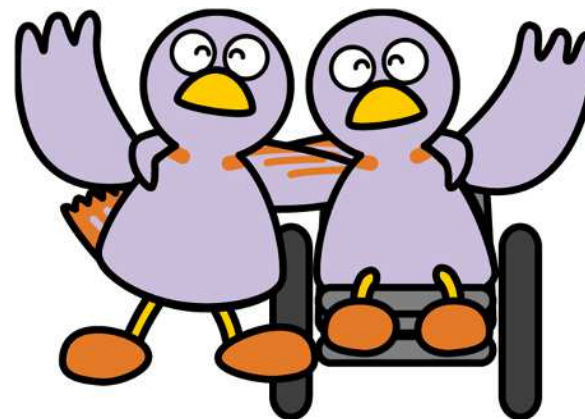


埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県 福祉部 障害者支援課  
総務・市町村支援担当

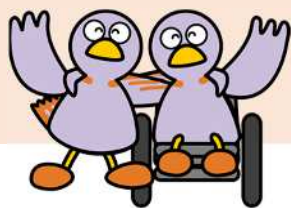
# 1 障害福祉サービスの利用 介護給付費等の支給決定事務について

- (1) 介護給付・訓練等給付の流れ
- (2) 対象者
- (3) 居住地特例
- (4) 申請・申請受付時の注意点
- (5) 勘案事項
- (6) 支給決定基準
- (7) 標準利用期間
- (8) 決定の更新の手続き
- (9) 暫定支給決定
- (10) 他の介護保険サービスとの併給
- (11) 介護保険サービスとの併給



埼玉県マスコット「コバトン」

※詳細については最新の「介護給付費等に係る支給決定事務について」等を御確認ください



## (1) 介護給付・訓練等給付の流れ

介護給付は、障害に起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、居宅介護や施設における生活介護などが該当する。

訓練等給付は、障害者が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援、自立生活援助等が該当する。

地域相談支援給付は、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援であり、入所・入院中の障害者が退所・退院するための支援や地域で居宅において単身等で生活する者への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援などが該当する。



# (1) 介護給付・訓練等給付の流れ

介護給付（同行援護を除く。）

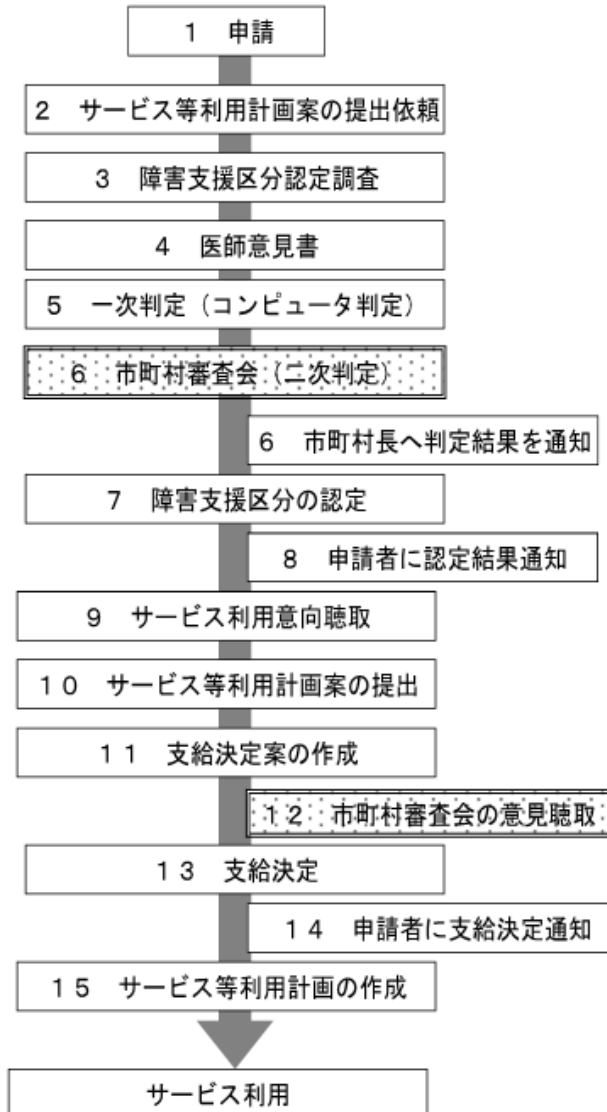
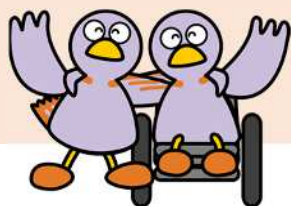


図1 介護給付に係る支給決定の流れと審査会の位置付け（同行援護を除く。）



# (1) 介護給付・訓練等給付の流れ

## 地域相談支援給付

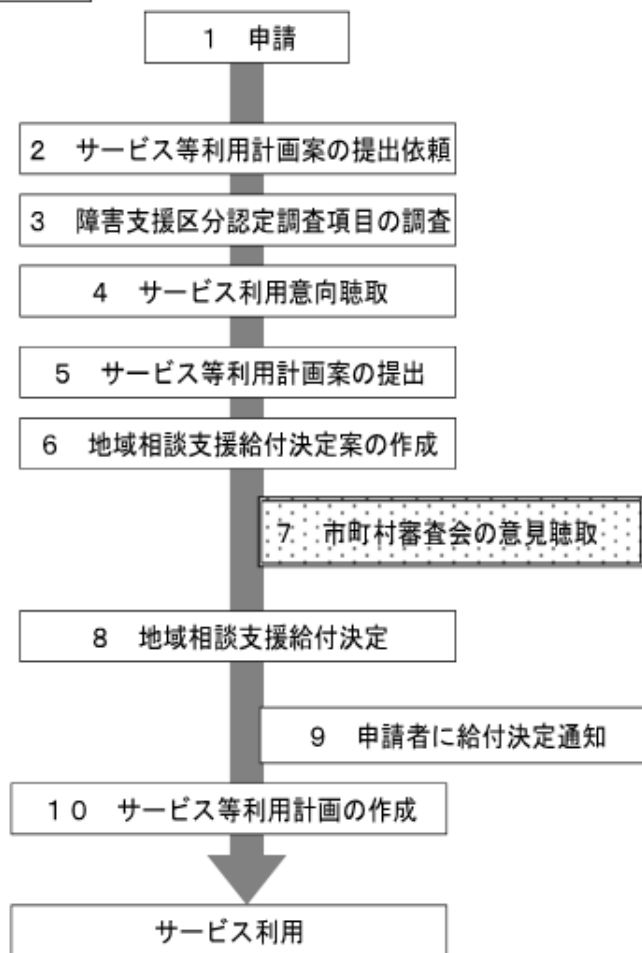


図3 地域相談支援給付決定の流れと審査会の位置付け

## 同行援護

【区分3以上支援加算の支給決定が必要と見込まれる場合】

【区分3以上支援加算の支給決定が不要と見込まれる場合】

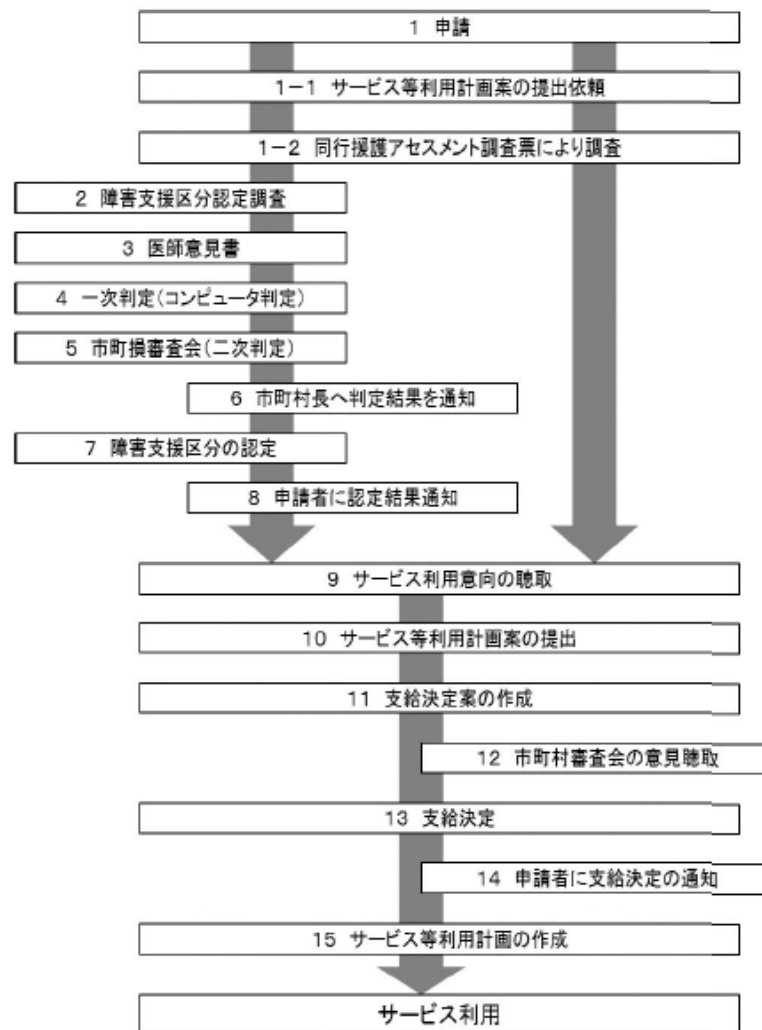
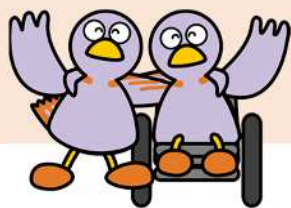


図2 同行援護に係る支給決定の流れと審査会の位置づけ



## (2) 対象者

法における障害者及び障害児とは、次に掲げるとおり、いわゆる身体障害、知的障害又は精神障害の3障害に加え、難病等対象者に該当する者をいう。各障害者又は障害児の具体的な定義は各障害者福祉法の定めるところによるが、身体障害者を除き、支給決定又は地域相談支援給付決定を行うに際し、障害者手帳を有することは必須要件ではない。

ただし、各種援助措置を受けやすくする観点から、できる限り障害者手帳の取得を勧奨することが望ましい（障害児の場合、保護者等の障害受容が不十分な場合があることから、一律に勧奨することがないよう配慮が必要である。）。



## (2) 対象者

### ○障害者（法第4条第1項）

ア 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

イ 知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者

（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）  
のうち18歳以上である者

なお、高次脳機能障害については、器質性精神障害として精神障害に分類されるものであり、精神障害者であることが確認された場合、給付の対象となる。

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって18歳以上である者

### ○障害児（法第4条第2項）

児童福祉法第4条第2項に規定する障害児



## (2) 対象者

○対象となる障害者又は障害児であることの確認方法

ア 身体障害者：身体障害者手帳

イ 知的障害者：療育手帳（療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。）

ウ 精神障害者：以下のいずれかの証書類により確認する  
（これらに限定されるものではない。）

- ① 精神障害者保健福祉手帳
- ② 精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類  
（国民年金、厚生年金などの年金証書等）
- ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類
- ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）
- ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）

等





## (2) 対象者

### エ 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

### オ 障害児

- ① 障害者手帳
- ② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- ③ 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合は、市町村（市町村保健センターを含む。）が対象となる障害を有するか否かを確認するか、必要に応じ児童相談所等に意見を求めて確認する。障害の有無の確認に当たっては、年齢等を考慮して、**必ずしも診断名を有しなくても、障害が想定され支援の必要性が認められればよいものとする。**ただし、児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童の場合は、医師の診断書等が必要となる。



### (3) 居住地特例

#### ○前提となる基本的な取り扱い

法における自立支援給付（障害福祉サービスに係る介護給付費等、地域相談支援給付費等、自立支援医療費等及び補装具費）の支給決定、地域相談支援給付決定、支給認定又は認定は、**原則として、申請者である障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村（居住地を有しない又は不明の場合は、現在地の市町村）が行う**。ただし、自立支援医療のうち、精神通院医療については、障害者又は障害児の保護者の居住地又は現在地の都道府県とする。この支給決定等を行う市町村等が、自立支援給付の実施主体となり、費用の支弁を行うこととなる（**居住地原則**）。

なお、地域生活支援事業については、いわゆる個別給付ではないことから、法令上もこうした規定は設けられておらず、それぞれの事業の趣旨、内容、実施方法等を踏まえて、事業の実施主体である市町村又は都道府県が判断する。



## (3) 居住地特例

### ○居住地特例

施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所等する前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体とする（居住地特例）。居住地特例の対象となると、対象となる施設だけでなく、当該者が利用する通所サービスや補装具費等についても、入所等する前の居住地市町村が実施主体となる。

対象となる施設等に継続して入所又は入居する間（他の対象施設等に移る場合を含む。）は、居住地特例は継続し、最初に施設等に入所等する前の居住地市町村が引き続き実施主体となる。

※ 応能負担による扶養義務者の費用負担を廃止し、施設入所者については出身世帯と別に世帯を営んでいることを前提とした利用者負担の仕組みとすること等も踏まえ、従前の運用のように、入所等の前に属していた世帯が他市町村に転出した場合に、当該世帯の転出に伴い実施市町村を変更するとの取扱いはしないこととしている。

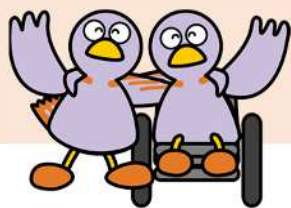


## (3) 居住地特例

○居住地特例の対象となる範囲

- ① 障害者支援施設
- ② のぞみの園
- ③ 児童福祉施設（法第5条第1項の主務省令で定める施設）
- ④ 療養介護を行う病院（法第5条第6項の主務省令で定める施設）
- ⑤ 生活保護法第30条第1項ただし書の施設
- ⑥ 共同生活援助を行う住居（当分の間の経過措置）

（具体的な適用関係については国事務処理要領参照）



## (3) 居住地特例

○居住地特例の対象となる範囲

⑦ 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

(これらの施設のうち、地域密着型特定施設を除く(※)。  
介護保険法第8条第11項に規定する特定施設)

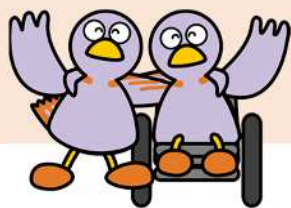
(※) 地域密着型特定施設に該当する養護老人ホームにあつては、老人福祉法第11条第1項第1号の規定により入所措置が採られて、他の市町村に所在する地域密着型特定施設に該当する養護老人ホームに入所した場合は、居住地特例の対象となる。

サービス付き高齢者住宅であっても、有料老人ホームであれば居住地特例の対象となる。軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)も同様。

(参考) 埼玉県有料老人ホーム情報

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/koreisya-nyukyo/27-yuryojouhou.html>

(具体的な適用関係については国事務処理要領参照)



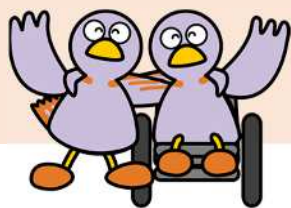
## (3) 居住地特例

### ○居住地特例の対象となる範囲

- ⑧ 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院（介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設）
- ⑨ 介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。）（令和6年3月31日までの経過措置）

※福祉ホーム、宿泊型自立訓練、精神障害者退院支援施設、精神科病院、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、自立準備ホームが含まれる場合あり

（具体的な適用関係については国事務処理要領参照）



## (4) 申請・申請受付時の注意点

市町村は、介護給付及び訓練等給付（共同生活援助に係るものに限る。）の申請（同行援護に係る支給申請のうち区分3以上支援加算の決定が不要な場合及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。以下「障害支援区分の認定を要する支給申請」という。）があった場合、障害支援区分の認定を行う。

障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す指標であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つである。障害支援区分の認定を要する支給申請を行う障害者に対する介護給付及び訓練等給付の支給決定は、障害支援区分の他、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項、サービス等利用計画案を加味して、サービスの種類や量について、個別に支給決定を行う。



## (4) 申請・申請受付時の注意点

### ○訓練等給付

訓練等給付（就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を除く。）は、できる限り障害者本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて正式の支給決定を行う。

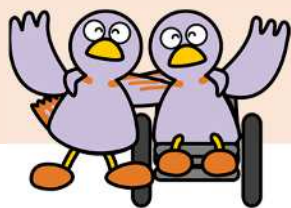
したがって、明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象となる。ただし、地域内のサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練（機能訓練・生活訓練）に限り、待機期間のほか、訓練等給付に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考として用いる。

※この訓練等給付に関連するスコアは、暫定支給決定の際に用いられる参考指標であり、障害支援区分ではない。

### ○地域相談支援給付決定

地域相談支援給付費については、障害支援区分の認定は不要であるが、対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害支援区分認定調査の調査項目に係る調査を実施する。





## (4) 申請・申請受付時の注意点

### ○同行援護のアセスメント

同行援護の利用を希望する障害者又は障害児の保護者が、支給決定の申請をした場合にあっては、市町村は障害支援区分認定調査を行う前に、同行援護アセスメント調査票による調査を行う。

○重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、厚生労働省より、判定基準票が示されている。

(参考)

同行援護のアセスメント調査票(表1)

調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害	1. 普通(日常生活に支障がない。)	2. 約1m離れた視力確認表の図は見る事ができるが、目の前に置いた場合は見ることができない。 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見る事ができるが、遠ざかると見ることができない。	4. ほとんど見えない。 5. 見えているのが判断不能である。		矯正視力による測定とする。
視野障害	1. 視野障害がない。 2. 視野障害の1点又は2点の事項に該当しない。	3. 周辺視野角度(1/四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度(1/二視標による。以下同じ。)が56度以下である。 4. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が40点以下である。	5. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下であり、かつ、両眼中心視野角度が28度以下である。 6. 両眼開放視認点数が70点以下であり、かつ、両眼中心視野視認点数が20点以下である。	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する。	
夜盲	1. 網膜色素変性症等による夜盲等がない。 2. 夜盲の1点の事項に該当しない。	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある。	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来したものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。
移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	1. 慣れない場所であっても歩行ができる。 2. 慣れた場所での歩行のみできる。	3. 慣れた場所であっても歩行ができない。	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする。	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する。

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の差明」等をいう。

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む。



## (参考)

重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準票（表2）

行動関連 項目	0点			1点		2点	
	日常生活に支障がない			特 定 の 者	会 話 以 外 の 方 法	独 自 の 方 法	コ ミュ ニ ケー シ ョ ン で き な い
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特 定 の 者	会 話 以 外 の 方 法	独 自 の 方 法	コ ミュ ニ ケー シ ョ ン で き な い
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
異食行動	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
多動・行動停止	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不安定な行動	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
自らを傷つける行為	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
他人を傷つける行為	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
不適切な行為	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
突発的な行動	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
過食・反すう等	支 援 が 不 要	希 に 支 援 が 必 要	月 に 1 回 以 上	週1回以上の支援が必要		ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	



## (5) 勘案事項

### ○勘案事項の聴取り・審査

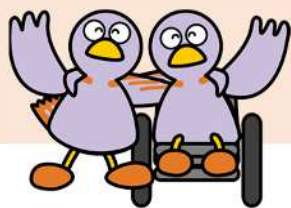
勘案事項の聴取りは、まず申請者本人から市町村の職員が行うことが原則となる。ただし、本人からだけでは十分な聴取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者（家族のほか、事業所・施設・精神科病院を利用している者については事業所・施設・精神科病院職員を含む。）からも聴取りを行うことが必要な場合がある（障害支援区分に係る認定調査項目の聴取りについても同様である。）。また、勘案事項の聴取り、障害支援区分に係る認定調査項目の聴取りについて、公正・中立な立場で業務を実施できるものと認められる指定一般相談支援事業者等（※）に委託することができる。

（※）認定調査の委託先の要件

中立かつ公正な立場で調査を行える以下の者に委託が可能。

- ①指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から法第77条第1項第3号の委託を受けている者
- ②介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人
- ③障害者支援施設（新規認定に係る調査の委託はできない。）

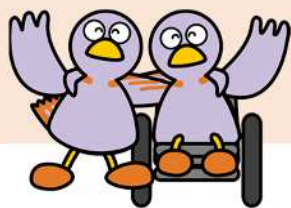
調査員は、都道府県が行う障害支援区分認定調査員研修の受講を要件とする。



## (5) 勘案事項

### ○勘案事項の聴取り・審査

市町村は、申請者から聴取り等を行った結果を「勘案事項整理票」に記入し（障害支援区分認定に係る概況調査票の記載内容は、勘案事項のうち「イ 介護を行う者の状況」「ケ 当該障害者等の置かれている環境」に該当するので、必要に応じて勘案事項整理票に添付又は転記する。）、支給決定又は地域相談支援の基礎資料とするとともに、その内容を適切に勘案して支給決定又は地域相談支援給付決定すること。



## (5) 勘案事項

### ○勘案事項の聴取り・審査

市町村は、申請者から聴取り等を行った結果を「勘案事項整理票」に記入し（障害支援区分認定に係る概況調査票の記載内容は、勘案事項のうち「イ 介護を行う者の状況」「ケ 当該障害者等の置かれている環境」に該当するので、必要に応じて勘案事項整理票に添付又は転記する。）、支給決定又は地域相談支援の基礎資料とするとともに、その内容を適切に勘案して支給決定又は地域相談支援給付決定すること。

(参考)

(様式第27号)

勘案事項整理票 (例)

氏名：		
障害の種類及び程度	身体障害者福祉手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 疾病名	(記載内容)
	障害支援区分	(区分) 非該当 1 2 3 4 5 6 (認定有効期間) 年 月 日～ 年 月 日
その他の心身の状況		
介護を行う者の状況	氏名： 本人との続柄： 年齢： 性別： 心身の状況： 生活状況等： (就労状況等を入力)	
介護給付費等又は地域相談支援給付費等の受給状況、障害児通所支援又は指定入所支援の利用状況	サービスの種類： (支給量) (支給決定期間) 年 月 日～ 年 月 日	
	サービスの種類： (支給量) (支給決定期間) 年 月 日～ 年 月 日	
	サービスの種類： (支給量) (支給決定期間) 年 月 日～ 年 月 日	
	サービスの種類： (支給量) (支給決定期間) 年 月 日～ 年 月 日	
	サービスの種類： (支給量) (支給決定期間) 年 月 日～ 年 月 日	
介護保険給付に係る居宅サービスの利用の状況	(要介護度) 非該当 支1 2 介1 2 3 4 5 サービスの種類：	
他の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況		

障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向の具体的な内容	利用目的等：
	申請サービスの種類： 申請の具体的な内容：
	申請サービスの種類： 申請の具体的な内容：
当該障害者等の置かれている環境	申請サービスの種類： 申請の具体的な内容：
	申請サービスの種類： 申請の具体的な内容：
	申請サービスの種類： 申請の具体的な内容：
当該申請に係るサービスの提供体制の整備の状況	サービスの種類： 利用予定事業者：
	サービスの種類： 利用予定事業者：
	サービスの種類： 利用予定事業者：
備考	



## (6) 支給決定基準

### ○介護給付費等

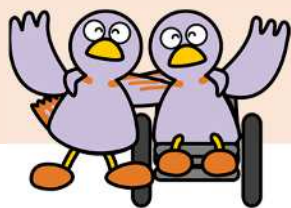
市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。

その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること。

支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。

なお、置かれている環境（居住の状況等）等、あらかじめ数値化するのが困難な事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。





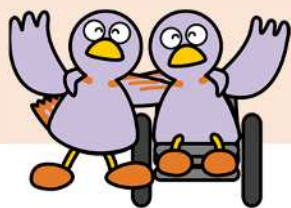
## (6) 支給決定基準

### ○「非定型」の判断基準

以下の（ア）又は（イ）に掲げる場合であって、アにより定めた支給決定基準の支給量の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合には、当該支給決定基準を超える支給決定を行うこととして差し支えないこと。

この場合、支給決定に当たって、市町村審査会の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めることが望ましいこと。なお、（イ）に掲げる場合であって、指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合には、支給決定に当たって、市町村審査会の意見を聴くものとする。

- （ア） 当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）に当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、希望する利用者のすべてが障害支援区分2以下である場合
- （イ） 障害支援区分4以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、支給決定基準を超えた支給決定が必要であると市町村が認めた場合

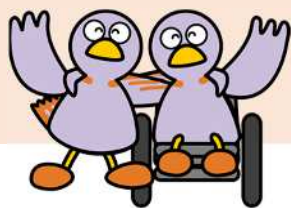


## (6) 支給決定基準

### ○支給決定基準の位置付け

支給決定基準を定める形式（規則、要綱、要領等）は、市町村が適当と判断するところによるが、定められた基準は、形式の如何にかかわらず**行政手続法第5条に規定する審査基準（支給申請に対する決定処分を行う際の基準）**に位置付けられる。

また、都道府県が支給決定障害者等から市町村が行った支給決定に関する審査請求を受けた場合は、**都道府県は、基本的には、当該市町村の支給決定基準に照らして審査を行うこととなる（都道府県の不服審査基準になる。）**。



## (6) 支給決定基準

### ○地域相談支援給付費等

地域相談支援給付費等についても、介護給付費等の支給決定の場合と同様に、障害者の心身の状況や置かれている環境等の勘案事項を基礎に支給の要否等についてあらかじめ地域相談支援給付費決定の基準を定めておくことが適当である。

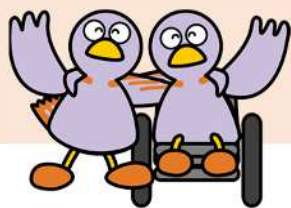


## (6) 支給決定基準

市町村は、作成した支給決定案又は地域相談支援給付決定案が当該市町村の定める支給決定基準等と乖離するときは、いわゆる「非定型の支給決定」等として市町村審査会に意見を求めることができる。

市町村審査会は、当該支給決定案又は地域相談支援給付決定案の内容や作成した理由等の妥当性を審査し、当該支給決定案又は地域相談支援給付決定案等について審査会の意見を市町村に報告する。

なお、市町村審査会は、意見を述べるに当たり、必要に応じて、関係機関や障害者、その家族、医師等の意見を聴くことができる。



## (7) 標準利用期間

自立訓練等有期限の訓練等給付に係る障害福祉サービスなど、次に掲げる支給決定又は地域相談支援給付決定の更新に際しては、標準的な利用期間を念頭に置くほか、利用継続の必要性について十分な評価検討を行う必要がある。

### (1) 自立訓練等の標準利用期間が設定されているサービス

自立訓練等のサービスについては、サービスの長期化を回避するため、標準利用期間を設定するとともに、**当初支給決定期間は1年間まで**としている。この1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、**標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能である**。

なお、標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、**市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能である**（原則1回。ただし、自立生活援助については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合は回数の制限なく更新が可能。）が、就労定着支援については3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。



## (7) 標準利用期間

【参考】標準利用期間が設定されているサービス

① 自立訓練（機能訓練）

標準利用期間：1年6か月間

（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間）

② 自立訓練（生活訓練）

標準利用期間：2年間

（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあっては、3年間）

③ 就労移行支援

標準利用期間：2年間

（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）

④ 就労定着支援

標準利用期間：3年間

⑤ 自立生活援助

標準利用期間：1年間



## (7) 標準利用期間

### (2) 就労継続支援

就労継続支援事業の対象者はA型及びB型ともに「**通常の事業所に雇用されることが困難な障害者**」とされていることから、支給決定の更新の段階で、協議会や障害者雇用支援合同会議等において、それまでの利用実績、サービス管理責任者による評価等を踏まえ、**一般就労や他の事業の利用の可能性を検討**し、更新の可否を判断する。

※この他、宿泊型自立訓練、共同生活援助における地域移行支援型ホーム、共同生活援助におけるサテライト型住居の利用について、標準利用期間が設定されている



## (7) 標準利用期間

### 地域相談支援

#### (1) 地域移行支援

地域移行支援は、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、則第34条の42第1項において給付決定期間を**6ヶ月間**までとしている。この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することにより地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。

なお、更なる更新については、必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断すること。

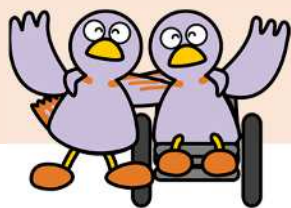
#### (2) 地域定着支援

地域定着支援は、則第34条の42第1項において給付決定期間を**1年間**までとしている。

対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。

( 更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。 )

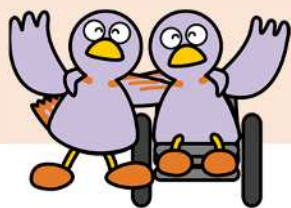




## (8) 決定の更新の手続き

「支給決定及び地域相談支援給付決定の更新」は、通常の実給決定及び地域相談支援給付決定として行うものであるが、支給決定及び地域相談支援給付決定に係る障害者等のサービス利用に支障が生じないように、更新前の支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間が満了するまでに障害支援区分の認定（必要な場合に限る。）を含めて支給決定及び地域相談支援給付決定の更新手続が終了するよう留意する必要がある。

制度上、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の満了する日の何日前までに更新に係る支給申請をすることは定められていないので、市町村は、各々が定める支給決定及び地域相談支援給付決定に係る行政手続法上の標準処理期間を念頭に置きつつ、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の満了する日の何日前から何日前までの間に更新に係る支給申請を行うよう支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に周知するとともに、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、サービス事業所・施設等に対しても、適切な申請援助ができるよう併せて周知を図ること。



## (9) 暫定支給決定

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととしている。

※ いわゆる「暫定支給決定」は、当該事業が支給申請に係る障害者に適したものかどうかをあらかじめ評価（アセスメント）するための期間（暫定支給決定期間）に係る支給決定であるが、法制上は特別の支給決定ではなく、主に評価を目的とした短期間の支給決定を指す。



## (9) 暫定支給決定

○暫定支給決定の対象サービス

ア 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

イ 就労移行支援

ウ 就労継続支援A型

※ 就労継続支援B型は、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者等で、他事業への転換が困難な者であることから、暫定支給決定を行わないこととする。

※ 就労継続支援A型事業所で雇用契約を締結せずに利用する者についても、将来的には雇用契約への移行が期待できる障害者であることから暫定支給決定を行う。

※ 基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者については、暫定支給決定を要しないものとする。

※ 就労定着支援の利用者については、就労移行支援等を利用した後、新たに企業に雇用された障害者であって、当該企業での就労を継続している期間が6月を経過した障害者が利用するものであるため、暫定支給決定を要しないものとする。



## (9) 暫定支給決定

### ○暫定支給決定期間

2か月以内の範囲で市町村が個別のケースに応じて設定する。

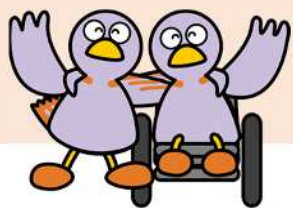
### ○暫定支給決定の方法

- ・ 暫定支給決定期間のみの支給決定を行う方法
- ・ 本支給決定期間を含む期間であらかじめ支給決定する方法

※暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障害者について、すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないものと市町村が認めるとめるときは、暫定支給決定は行わなくても差し支えないものとする。

※利用者は、暫定支給決定期間経過後に、暫定支給決定期間中に利用した事業所以外の事業所を利用することができる。

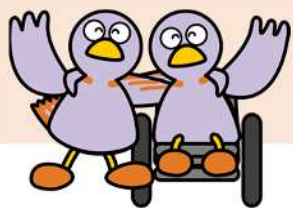
(具体的な判断、決定方法については国事務処理要領参照)



## (10) 他の障害福祉サービスとの併給

### ○基本的な考え方

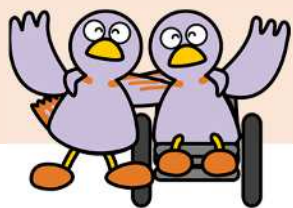
障害者個々のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、日額報酬化に伴い、報酬の重複なく、様々なサービスを組合せることが可能となったことから、原則として、併給できないサービスの組合せを特定はせず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害者の自立を効果的に支援する観点から、市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。



## (10) 他の障害福祉サービスとの併給

### ○具体的な運用（抜粋）

- ① 重度訪問介護は、従前の日常生活支援の取扱いと同様に、身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定しており、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできない。ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービスを提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。
- ② 障害者支援施設又はのぞみの園において施設入所支援を受ける障害者については、施設入所支援以外の日中活動に係る施設障害福祉サービスについては併せて支給決定を行うこととなるが、当該日中活動サービス以外の障害福祉サービスについては、原則として利用することはできない。ただし、障害者支援施設又はのぞみの園に入所する者が一時帰宅する場合は、通常、受け入れ体制が確保されていることが想定されるが、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所支援に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、訪問系サービスについて支給決定を行うことは可能である。



## (10) 他の障害福祉サービスとの併給

### ○具体的な運用（抜粋）

- ③ 施設入所者又は共同生活援助を行う住居に入所（入居）する者は、入所（入居）中は原則として短期入所を利用することはできない。ただし、入所（入居）者が、一時帰宅中において、短期入所が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設又は共同生活援助を行う住居に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、一時帰宅中の施設入所支援等の報酬（帰宅時支援加算は含まない。）が算定されない期間においては、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、帰宅先と入所施設又は共同生活援助を行う住居とが遠隔地であるため直ちに入所施設又は共同生活援助を行う住居に戻ることも困難である場合等、市町村が特に必要と認める場合は、支給決定を行うことは可能である。



## (10) 他の障害福祉サービスとの併給

### ○具体的な運用（抜粋）

- ④ 日中活動サービスについては、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であると考えられるが、障害者の効果的な支援を行う上で市町村が特に必要と認める場合には、複数の日中活動サービスを組合せて支給決定を行うことは可能である。

なお、複数の日中活動サービスの支給決定を受けている場合でも、日中活動サービスに係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動サービスを利用することはできない（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬を算定できない。）。

ただし、市町村が日中活動サービスの利用と併せて宿泊型自立訓練が特に必要と認めた場合を除く。





## (10) 他の障害福祉サービスとの併給

### ○具体的な運用（抜粋）

- ⑤ 重度障害者等包括支援は、障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給はできない。
  
- ⑥ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。

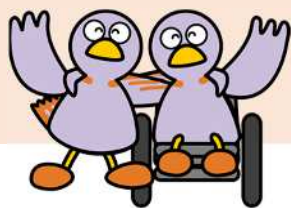
また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者であり、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。



## (10) 他の障害福祉サービスとの併給

○具体的な運用（抜粋）

- ⑦ 自立生活援助は、障害者が自立した地域生活を営む上での各般の問題に対し、居宅への訪問や随時の相談対応等により当該障害者の状況を把握し、必要な情報提供や助言、連絡調整等の支援を行うものであり、地域定着支援の支援内容を包含するため、地域定着支援との併給はできない。



## (11) 介護保険サービスとの併給

### ○介護保険制度との適用関係

介護保険給付又は地域支援事業と自立支援給付との適用関係については、当該給付調整規定に基づき、介護保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。

市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することができることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定をすること。



## (11) 介護保険サービスとの併給

### ○介護保険サービス優先の捉え方

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には相当する介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、**障害福祉サービスの種類に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、当該介護保険サービスを優先的に利用するものとする**ことはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴取りにより把握の上、必要としている支援内容について介護保険サービスにより提供を受けることが可能か否かを適切に判断されたい。



## (11) 介護保険サービスとの併給

### ○介護保険サービス優先の捉え方

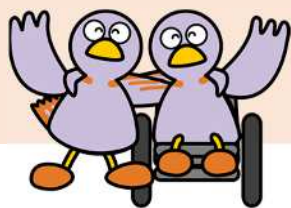
サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるもの（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費を支給する。



## (11) 介護保険サービスとの併給

### ○具体的な運用

- (7) 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る介護保険給付又は地域支援事業の区分支給限度額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険給付又は地域支援事業のみによって確保することができないものと認められる場合は、その限りにおいて介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能である。
- (イ) 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合は、当該事情が解消するまでの間に限り、介護給付費又は訓練等給付費を支給して差し支えない。



## (11) 介護保険サービスとの併給

### ○具体的な運用

- (ウ) 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険の要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認めるときは、介護給付費又は訓練等給付費を支給することが可能である（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）。



## (11) 介護保険サービスとの併給

○介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(7) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者の40歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65歳到達日等」という。）の3か月前以内に要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

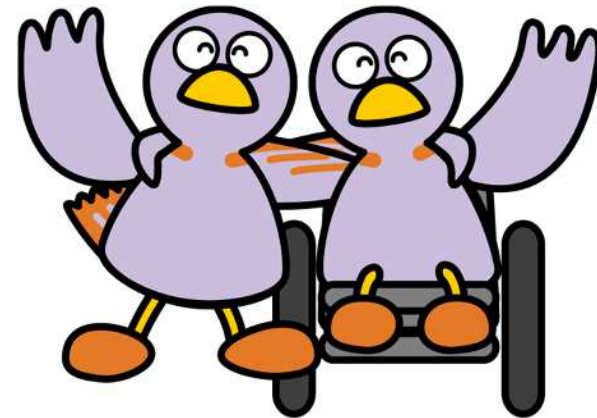
(1) 介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険給付又は地域支援事業が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者にも与えることのないよう、介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。



## 2 計画相談について

- (1) サービス利用支援
- (2) 継続サービス利用支援・モニタリング
- (3) 計画相談費
- (4) セルフプラン



埼玉県マスコット「コバトン」



## (1) サービス利用支援

**サービス利用支援**とは、以下の支援のいずれも行うものをいう。

- ア 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の主務省令で定める事項を記載した**サービス等利用計画案**を作成する。
- イ 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の主務省令で定める事項を記載した**サービス等利用計画**を作成する。



## (1) サービス利用支援

### **【サービス等利用計画案の記載事項】**

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 生活全般の解決すべき課題
- ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑦ モニタリング期間

### **【サービス等利用計画の記載事項】**

サービス等利用計画案の内容（①～⑦）に加え、以下の事項を追加。

- ⑧ 福祉サービス等の利用料
- ⑨ 福祉サービス等の担当者



## (1) サービス利用支援

### 対象者

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者。

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。



## (2) 継続サービス利用支援・モニタリング

**継続サービス利用支援**とは、支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の**利用状況を検証**し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、**サービス等利用計画の見直し**を行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

ア **サービス等利用計画を変更**するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。

イ 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に対し、当該**申請の勧奨**を行う。



## (2) 継続サービス利用支援・モニタリング

### 対象者

指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者

※指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外となる。



## (2) 継続サービス利用支援・モニタリング

### モニタリング期間（則第6条の16）の設定

モニタリング期間については、市町村が、指定特定相談支援事業者の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごとに定める。

#### ア 勘案事項

- a 障害者等の心身の状況
- b 障害者等の置かれている環境
  - ・ 地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無 等
- c 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供されるサービスの目標及び達成時期
- f 提供されるサービスの種類、内容及び量
- g サービスを提供する上での留意事項



## (2) 継続サービス利用支援・モニタリング

### モニタリング期間（則第6条の16）の設定

a 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者

→ 1月（毎月ごと）

（ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して3月間に限る。）

b 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれもaに掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの

(a) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

(c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けすることができる者

→ 1月（毎月）ごと





## (2) 継続サービス利用支援・モニタリング

### モニタリング期間（則第6条の16）の設定

c 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者（a及びbに掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの

(a) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）を利用する者

(b) 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者（(a)に掲げる者を除く。）

→ 3月ごと

d 療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者（aに掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。）、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援（いずれもaからcに掲げる者を除く。）又は地域移行支援を利用する者（aに掲げる者を除く。）

→ 6月ごと



## (2) 継続サービス利用支援・モニタリング

### モニタリング期間（則第6条の16）の設定

当該期間はいくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であることを踏まえ、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項の状況を把握した相談支援専門員の提案等も十分に踏まえながら期間を設定する。

さらに、標準期間において示した状態像以外であっても、例えば本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような状態像となっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、**標準よりも短い期間で設定することが望ましい。**



### (3) 計画相談支援給付

市町村は、次の者に対し、計画相談支援給付費を支給する。

なお、障害児が児童福祉法に基づく障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援の対象となる。この場合の報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給することとなる。

- (1) 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請を行った障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請を行った障害者のうち、指定特定相談支援事業者からサービス利用支援を受けた者（当該申請に係る支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定を受け、サービス等利用計画を作成したとき）。
- (2) 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者のうち、指定特定相談支援事業者から継続サービス利用支援を受けた者。

(流れ具体的な手続きについては国事務処理要領参照)



## (4) セルフプラン

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(支給要否決定等)

第二十二條 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて主務省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。

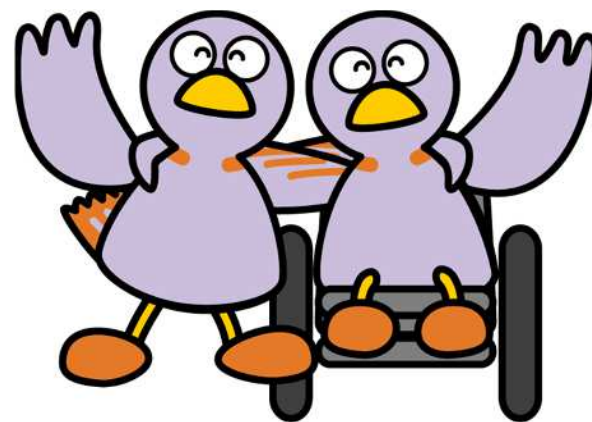
### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則

第十二條の四 法第二十二條第五項に規定する主務省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

第十二條の五 法第二十二條第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

### 3 障害児通所給付費について

- (1) 障害児通所給付決定の概要
- (2) 対象児童
- (3) 通所給付決定の流れ
- (4) 勘案事項
- (5) 併給
- (6) 児童養護施設等に入所する障害児の利用



埼玉県マスコット「コバトン」

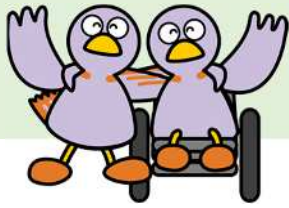


## (1) 障害児通所給付決定の概要

### 障害児通所給付決定の概要

障害児通所給付（障害児通所給付費等、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費等）の給付決定は、申請者である障害児の保護者の居住地の市町村（居住地を有しないまたは不明の場合は現在地の市町村）が行う。この支給決定を行う市町村が障害児通所給付の実施主体となり、費用の支弁を行うこととなる。なお、指定都市または児童相談所設置市においては、従前と同様、障害児入所給付（障害児入所医療を含む。）の給付決定も行う。

通所給付決定は、障害児の保護者から申請された種類の障害児通所支援の利用について公費（障害児通所給付費等）で助成することの可否を判断するものであり、特定の事業者からサービス提供を受けるべき旨を決定するものではない。



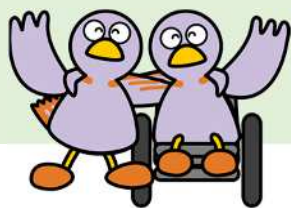
## (2) 対象児童

### 対象となる障害児 (法第4条第2項)

児童福祉法における障害とは、身体に障害のある児童、知的ある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含むものとする。

なお、高次脳機能障害については、器質性精神障害として精神障害に分類されるものである。

また、各種援助措置を受けやすくする観点から、できる限り障害者手帳の取得を勧奨することが望ましいが、保護者の障害受容が不十分な場合があることから、一律に勧奨することがないよう配慮が必要である。



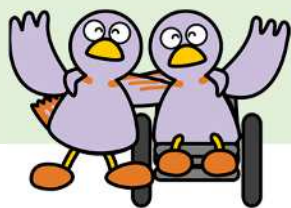
## (2) 対象児童

### 通所給付決定の対象となる障害児であることの確認

市町村は、通所給付決定の申請があった場合は、以下の証書類又は確認方法により、申請に係る児童が給付の対象となる障害児であるかどうかを確認する。なお、**確認方法は、これらに限定されるものではない。**

- ① 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- ② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類





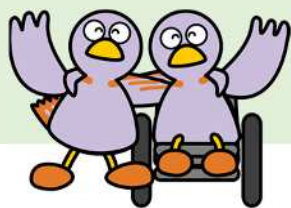
## (2) 対象児童

### 通所給付決定の対象となる障害児であることの確認

市町村は、通所給付決定の申請があった場合は、以下の証書類又は確認方法により、申請に係る児童が給付の対象となる障害児であるかどうかを確認する。なお、**確認方法は、これらに限定されるものではない。**

- ③手帳を有しない又は手当等を受給していない場合、市町村は、当該児童が療育・訓練を必要とするか否かについて、市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。

その際障害の有無の確認に当たっては、年齢等を考慮して、**必ずしも診断名を有しなくても、障害が想定され支援の必要性が認められればよいものとする。** また、難病を有する児童として支給申請があった場合、対象となる疾病の範囲や症状については障害者と同様の取扱いとなるため、「難病患者等に対する障害支援区分認定」（認定マニュアル）を参考にしながら、医師の診断書のほか、必要に応じ、難病相談・支援センターや関係機関への照会により確認する。



### (3) 通所給付決定の流れ

(1) 支給申請



(2) 障害児支援利用計画案の提出依頼



(3) 調査



(4) 障害児支援利用計画案の提出



(5) 児童相談所等の意見聴取



(6) 通所支給要否決定



(7) 障害児支援利用計画の作成

(具体的な事務については国事務処理要領参照)



## (4) 勘案事項

### (1) 通所給付決定の際の勘案事項 (則第 18 条の10)

- ① 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態
- ② 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況
- ③ 当該申請に係る障害児の保護者関す通所給付費等受給の状況
- ④ 当該申請に係る障害児の保護者関す入所給付費受給の状況
- ⑤ 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給状況
- ⑥ 当該申請に係る障害児関す保健医療サービス又は福祉ス等の利用の状況 (③ ~⑤ を除く)
- ⑦ 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容
- ⑧ 当該申請に係る障害児の置かれている環境
- ⑨ 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況



## (4) 勘案事項

### ① 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態

※ 介助の必要性や障害の程度の把握のために、5領域 11 項目の調査（別表 1）を行う。また、乳幼児期の医療的ケア児については、5領域 11 項 の調査に加えて医療的ケアの判定スコアの調査（別表 2）における医師の判断を踏まえて支給の要否及び支給量を決定する。ただし、通所給付決定を行う保護者が判定スコアの調査を望まない場合は、これを省略できるものとする。

# (参考)

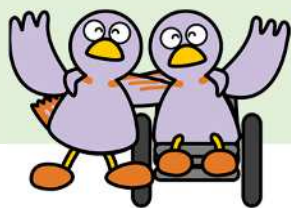
別表1 障害児の調査項目（5領域11項目）

項目	区分	判断基準	
① 食事	・全介助	全面的に介助を要する。	
	・一部介助	おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。	
	・介助なし		
② 排せつ	・全介助	全面的に介助を要する。	
	・一部介助	便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。	
	・介助なし		
③ 入浴	・全介助	全面的に介助を要する。	
	・一部介助	身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。	
	・介助なし		
④ 移動	・全介助	全面的に介助を要する。	
	・一部介助	手を貸してもらうなど一部介助を要する。	
	・介助なし		
⑤ 行動障害および精神症状	(1)強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要  ・週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。
	(2)睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。）。		調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。
	(3)自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。		
	(4)気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。		
	(5)再三の手洗いや繰り返し確認のため日常動作に時間がかかる。		
	(6)他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。		
	(7)学習障害のため、読み書きが困難。		

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

別表2 医療的ケアの判定スコアの調査

項目	細項目	基本スコア	見守りスコア		
			高	中	低
① 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理		10	2	1	0
② 気管切開の管理		8	2	0	0
③ 鼻咽頭エアウェイの管理		5	1	0	0
④ 酸素療法		8	1	0	0
⑤ 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）		8	1	0	0
⑥ ネブライザーの管理		3	0	0	0
⑦ 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃腸管、腸瘻又は食道瘻	8	2	0	0
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	3	1	0	0
⑧ 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）		8	2	0	0
⑨ 皮下注射	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）	5	1	0	0
	(2) 持続皮下注射ポンプの使用	3	1	0	0
⑩ 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）		3	1	0	0
⑪ 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）		8	2	0	0
⑫ 導尿	(1) 間欠的導尿	5	0	0	0
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ）	3	1	0	0
⑬ 排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1	0	0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0	0	0
	(3) 洗腸	3	0	0	0
⑭ 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2	0	0

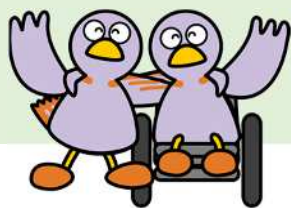


## (4) 勘案事項

### 勘案事項の聴き取り

勘案事項の聴き取りは、当該申請に係る障害児又は障害児の保護者から市町村の職員が行うことが原則となる。ただし、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者（家族のほか、事業所・施設を利用している者については事業所・施設職員を含む。）からも聴き取りを行うことが必要な場合があるものとする。また、勘案事項の聴き取りについて、障害者総合支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等に限り委託することができる。

市町村は、申請者から聴き取り等を行った結果を「勘案事項整理票」に記入し、通所支給要否決定の基礎資料とするとともに、その内容を適切に勘案して通所給付決定すること。



## (4) 勘案事項

### 5 領域 11 項目の調査等の効率的な実施方法

児童発達支援及び放課後等デイサービスの給付決定申請を行う保護者の障害児に対しては、個別サポート加算（I）の対象となるかどうかの調査を行う必要がある。

個別サポート加算（I）に係る調査（乳幼児等サポート調査・就学児サポート調査）の留意事項は、「令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について」（令和3年3月29日付け事務連絡）を参照されたい。

また、当該調査と、5領域11項目の調査については、保護者の負担等を考慮し、「乳幼児等サポート調査・給付決定時調査\_調査票」又は「就学児サポート調査・給付決定時調査\_調査票」を活用して一度に実施するなど、効率的に行うものとする。

# (参考)

## 就学児サポート調査・給付決定時調査 調査票 【放課後等デイサービス】

調査対象児童氏名		調査日時	
----------	--	------	--

調査票記入者氏名	
(所属)	

【調査実施者の方へ】

- ①～④の項目に✓をつけるほか、別紙の「就学児サポート調査(行動関連16項目)留意事項」に沿って、⑤～⑫の行動関連項目の「判定結果欄」に✓をつけ、「サポート加算対象の判定」の要件に該当する場合は✓をつけてください。
- その調査結果について、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」という視点で判定し、給付決定時調査の項目に✓を付けてください。

サポート調査 調査項目	判定結果欄			給付決定時調査項目との対応
	介助なし	一部介助	全介助	
① 食事				項目①
② 入浴				項目②
③ 排泄				項目③
④ 移動				項目④
<del>⑤ 移動</del>	支援不要 (0点)	支援が必要な 場合がある (1点)	常に支援が必要 (2点)	給付決定時調査項目との 対応
⑤ コミュニケーション				項目⑩
⑥ 説明の理解				項目⑩
⑦ 大声・奇声を出す				項目⑤
⑧ 異食行動				項目⑥
⑨ 多動・行動停止				項目⑤
⑩ 不安定な行動				項目⑤
⑪ 自らを傷つける行為				項目⑦
⑫ 他人を傷つける行為				項目⑦
⑬ 不適切な行為				項目⑦
⑭ 突発的な行動				項目⑤
⑮ 過食・反すう等				項目⑥
⑯ てんかん				項目⑤
⑰ そううつ状態				項目⑧
⑱ 反復的行動				項目⑨
⑲ 対人面の不安緊張・集団への不適応				項目⑩
⑳ 読み書き				項目⑪

個別サポート加算(Ⅰ)の対象の判定

- ①～④の3以上が「全介助」になる。
- ⑤～⑫の✓の合計が13点以上になる。

裏面に続きます。

## 乳幼児等サポート調査・給付決定時調査 調査票 【児童発達支援及び医療型児童発達支援】

調査対象児童氏名		調査日時	
----------	--	------	--

年齢(調査日時時点)	歳
------------	---

調査票記入者氏名	
(所属)	

【調査実施者の方へ】

- 別紙の「乳幼児等サポート調査留意事項」に沿って、各調査項目の「サポート調査判定結果欄」に✓をつけ、「サポート加算対象の判定」に、調査対象児童の年齢に応じた要件に該当する場合は✓をつけてください。
- その調査結果について、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」という視点で判定し、「給付決定時調査判定結果欄」に✓をつけてください。

調査項目	サポート調査判定結果欄				給付決定時調査判定結果欄		
	介助なし	一部介助	全介助		介助なし	一部介助	全介助
① 食事							
② 排泄							
③ 入浴							
④ 移動							
<del>④ 移動</del>	なし	週1回以上	ほぼ毎日		なし	週1回以上	ほぼ毎日
⑤ 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動又は危険の認識を欠く行動							
⑥ 睡眠障害又は食事若しくは排泄に係る不適応行動(多飲及び過飲を含む。)							
⑦ 自分や他人の身体を叩いたり傷つけたりする行為又は器物損壊行為							
⑧ 気分がふさぎこんだ状態又は思考力が低下した状態							
⑨ 反復的行動(再三の手洗い又は繰り返しの確認を含む)							
⑩ 対人面の不安緊張、感覚過敏、集団への不適応又は引きこもり							
⑪ 読み書きが困難な状態(学習障害によるものを含む。)							

通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。

個別サポート加算(Ⅰ)の対象の判定

- 3歳未満の場合: サポート調査判定結果で①～④のうち、2以上が全介助又は一部介助となる。
- 3歳以上の場合: サポート調査判定結果で①～④の1以上が「全介助」又は「一部介助」で、かつ、⑤～⑪の1以上が「ほぼ毎日」又は「週1回以上」になる。



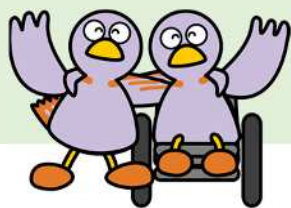


## (5) 併給

同時に通所給付決定できるサービスの組み合わせ

### 基本的な考え方

障害児の保護者の個々ニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに利用実績払い（日額報酬）により、報酬（介護給付費等を含む。）の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能であることから、原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害児の発達について効果的支援する観点から、市町村が通所給付決定時にその必要性について適切判断し、**特と認める場合は併給を妨げないものとする。**

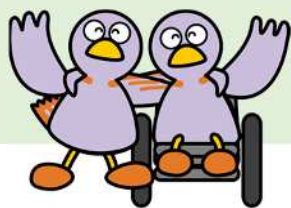


## (5) 併給

### 同時に通所給付決定できるサービスの組み合わせ

#### 具体的な運用

- ① 障害児入所施設に入所する障害児については、入所中は、原則として障害児通所支援を利用することができない。ただし、一時帰宅中において、支援が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、一時帰宅中の指定入所支援の報酬（入院・外泊時加算を含む。）を算定しない場合は、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、直ちに入所施設に戻ることも困難である場合等、市町村が特に必要と認める場合は、通所給付決定を行うことは可能である。



## (5) 併給

### 同時に通所給付決定できるサービスの組み合わせ

#### 具体的な運用

- ② 効果的な支援を行う上で、市町村が必要と認める場合には児童発達支援（医療型児童発達支援を含む。）又は放課後等デイサービスと保育所等訪問支援を組み合わせると通所給付決定を行うことは可能である。

なお、複数の障害児通所支援の通所給付決定を受けている場合でも、障害児通所支援に係る報酬は一日単位で算定されることから、同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外の報酬は算定できない。）。

保育所等訪問支援については、同一時間帯での支援の提供でない限りにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスと同一日であっても報酬の算定は可能であるが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（居宅介護を除く。）と同一日に算定することはできない。

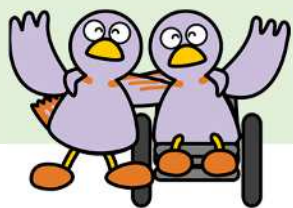


## (5) 併給

同時に通所給付決定できるサービスの組み合わせ

具体的な運用

- ③ 居宅訪問型児童発達支援については、対象者が、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児であることから、児童発達支援等と組み合わせる通所給付決定を行うことは、原則として想定されないものであるが、通所施設へ通うための移行期間として組み合わせることは差し支えない。



## (6) 児童養護施設等に入所する障害児の利用

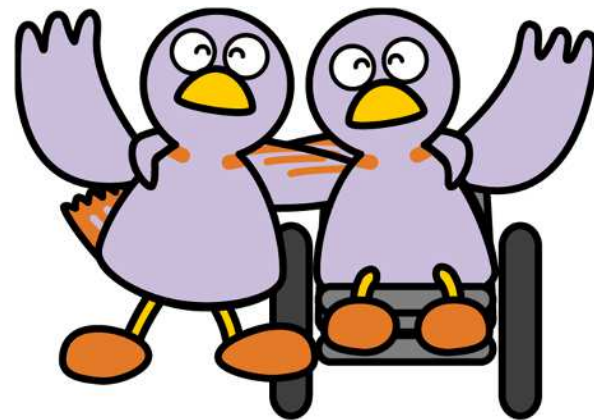
里親、小規模住居型児童養育事業を行う者、乳児院又は児童養護施設に措置（委託）されている障害児（「措置児童」）が、障害児通所支援等を必要とする場合に、児童福祉法第21条の6による措置（以下「やむを得ない事由による措置」）により利用することができる障害児通所支援等は以下のとおりである。

	措置（委託）先施設等		
	里親・ ファミリーホーム	乳児院	児童養護施設
障害児通所支援	○	○	○
居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所	○		
重度訪問介護、生活介護	○ ※		
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型	○ ※		○ ※

※ 重度訪問介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型は、15歳以上の児童について、児童相談所が認めた場合に利用可能。

詳細については令和3年3月31日付事務連絡「措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領及び障害児を受け入れる乳児院及び児童養護施設における保育所等訪問支援の積極的な活用について（周知のお願い）」参照

## 4 障害児相談支援について



埼玉県マスコット「コバトン」



## 4 障害児相談支援について

障害児相談支援給付費の支給事務に当たっては、障害者総合支援法における計画相談支援給付費の支給事務と同様である。

なお、障害児通所支援と障害者総合支援法における障害福祉サービスの両方を利用する場合には、障害者総合支援法の計画相談支援と児童福祉法の障害児相談支援の両方の対象となる。

この場合の報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給することとなるので、留意すること。

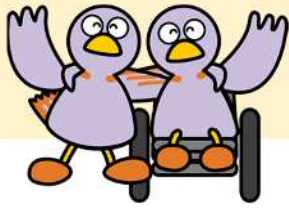
## 5 審査請求

- (1) 実施主体
- (2) 審査請求の対象となる処分
- (3) 審査請求期間・教示



埼玉県マスコット「コバトン」





## (1) 実施主体

審査の実施主体（審査庁）は**都道府県知事**である。

※ 市町村の介護給付費等に係る処分は自治事務であり、行政機関が行う不服審査の一般法である行審法によれば、本来、上級庁ではない都道府県知事が不服審査を行うこととはならず、市町村長への審査請求を行うこととなるが、障害者総合支援法（以下「法」）においては、市町村審査会による審査判定に加え、都道府県が客観的な立場から審査を行うこととして、障害者等の権利利益の保護に一層配慮している。

なお、**計画相談支援給付費にかかる不服の申立て**は、行審法が適用され、**市町村への審査請求**となることに留意。

※ 法第7章（第97条から第105条まで）の規定は、行審法の特別法に該当。したがって、行審法との適用関係は、法に規定されている事項については、法が優先適用されるが、法に定めのない事項については、行審法が適用される。（法第104条参照）



## (2) 審査請求の対象となる処分

### (1) 障害支援区分に関する処分

障害支援区分の認定は、それ自体独立した行政処分であり、支給決定の勘案事項の一つとして介護給付費等に係る処分に当たるので、都道府県知事への審査請求の対象となる。

### (2) 支給決定又は地域相談支援給付決定に係る処分

支給決定又は地域相談支援給付決定（支給量等の決定）に関する処分と支払決定（サービス利用後の具体的な請求に対する支出決定）に関する処分のいずれもが含まれる。

### (3) 利用者負担に係る処分

利用者負担は、給付と表裏の関係にあることから、利用者負担に係る決定は、「介護給付費等に係る処分」として対象となる。



### (3) 審査請求期間・教示

障害者等が審査請求をすることができる期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内である（法第101条、行審法第18条第1項）。

市町村は、審査請求ができる処分を行う場合には、処分の相手方に対し、所管の都道府県知事に審査請求ができる旨及び審査請求ができる期間を書面で教示（通常は決定通知に記載）しなければならない（行審法第82条第1項）。

また、併せて、①当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、②当該処分に係る取消訴訟の出訴期間、③審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨を教示しなければならない（行訴法第46条第1項）。